

## 金沢都市計画高度地区の変更（金沢市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

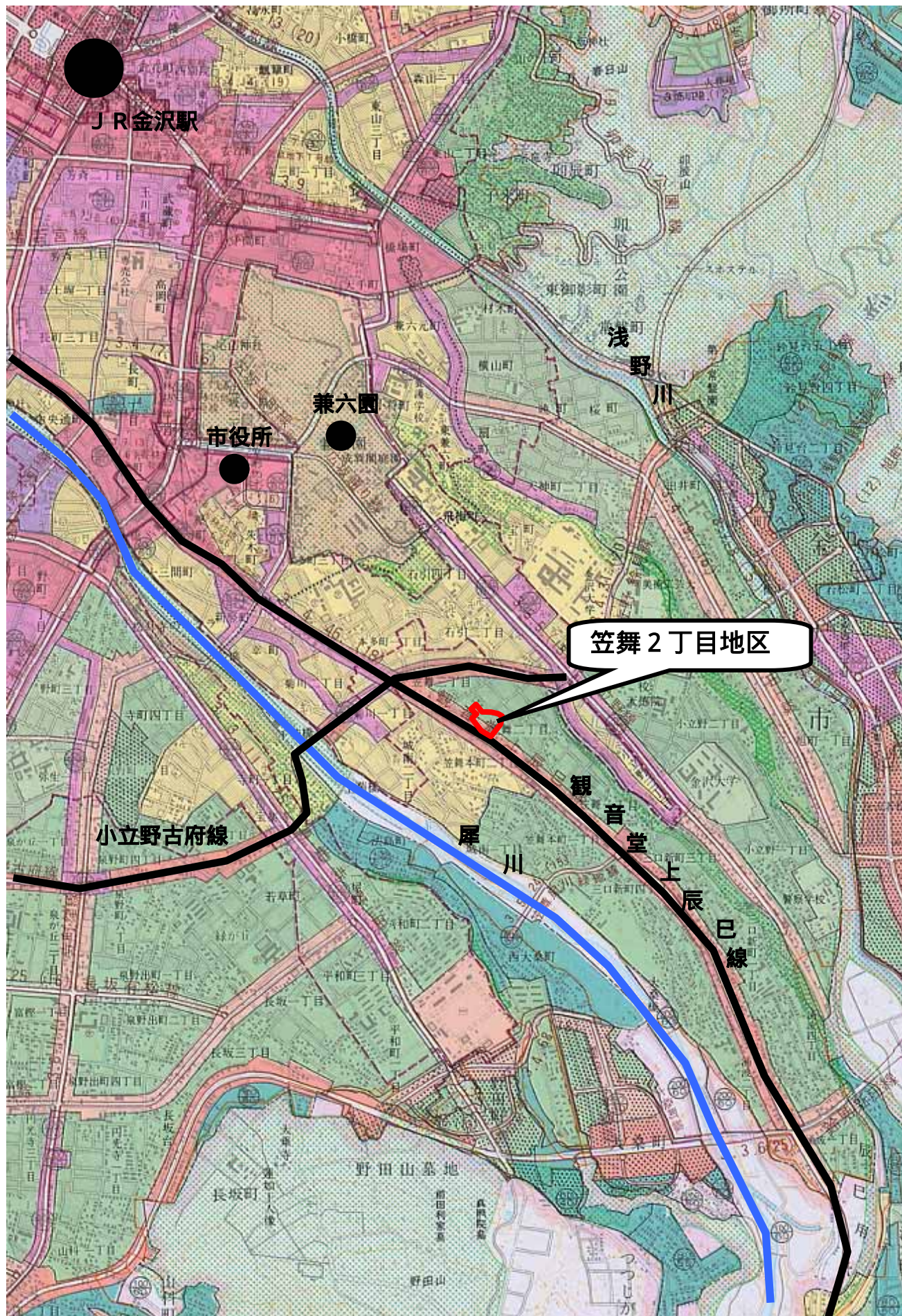
（変更前）

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
8 m高度地区	約 7.6ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最高限度は8 m以下とする。	
1 0 m高度地区	約 20 ha	建築物の高さの最高限度は1 0 m以下とする。	
1 2 m高度地区	約 155ha	建築物の高さの最高限度は1 2 m以下とする。	
1 5 m高度地区	( 2,050 ) 約 2,049ha	建築物の高さの最高限度は1 5 m以下とする。	
1 8 m高度地区	約 749ha	建築物の高さの最高限度は1 8 m以下とする。	
2 0 m高度地区	( 769 ) 約 769ha	建築物の高さの最高限度は2 0 m以下とする。	
3 1 m高度地区	約 56ha	建築物の高さの最高限度は3 1 m以下とする。	
4 5 m高度地区	約 24ha	建築物の高さの最高限度は4 5 m以下とする。	
6 0 m高度地区	約 44ha	建築物の高さの最高限度は6 0 m以下とする。	
合計	( 3,875 ) 約 3,874ha		
ただし	<p>1 適用除外</p> <p>( 1 ) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物がこの規定に適合しない部分を有する場合において、当該建築物(以下「既存不適格建築物」という。)はこの限りではない。</p> <p>( 2 ) 前号の規定は、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物又は建築物の敷地については適用しない。</p> <p>( 3 ) 既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合はこの限りではない。</p> <p>( 4 ) 既存不適格建築物の高度地区で規定する高さの最高限度の範囲内で行う増築はこの限りではない。</p> <p>( 5 ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められた一団地の官公庁施設及び一団地の住宅施設に係る建築物は、この限りではない。</p> <p>2 制限の緩和</p> <p>建築物の高さの最高限度について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>3 許可による特例</p> <p>次の一に該当する建築物で、周囲の環境上支障がないと認めて市長が許可したものは、この制限を適用しないことができる。</p> <p>( 1 ) 既存不適格建築物の同一敷地で再度新築される建築物のうち、従前の建築物の高さを超えない範囲で、敷地形状からやむを得ないと認められるもの。</p> <p>( 2 ) 公益上必要な建築物で、やむを得ないと認められるもの。</p> <p>( 3 ) その他、市街地環境の向上に寄与するものと認められるもの。</p>		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理由

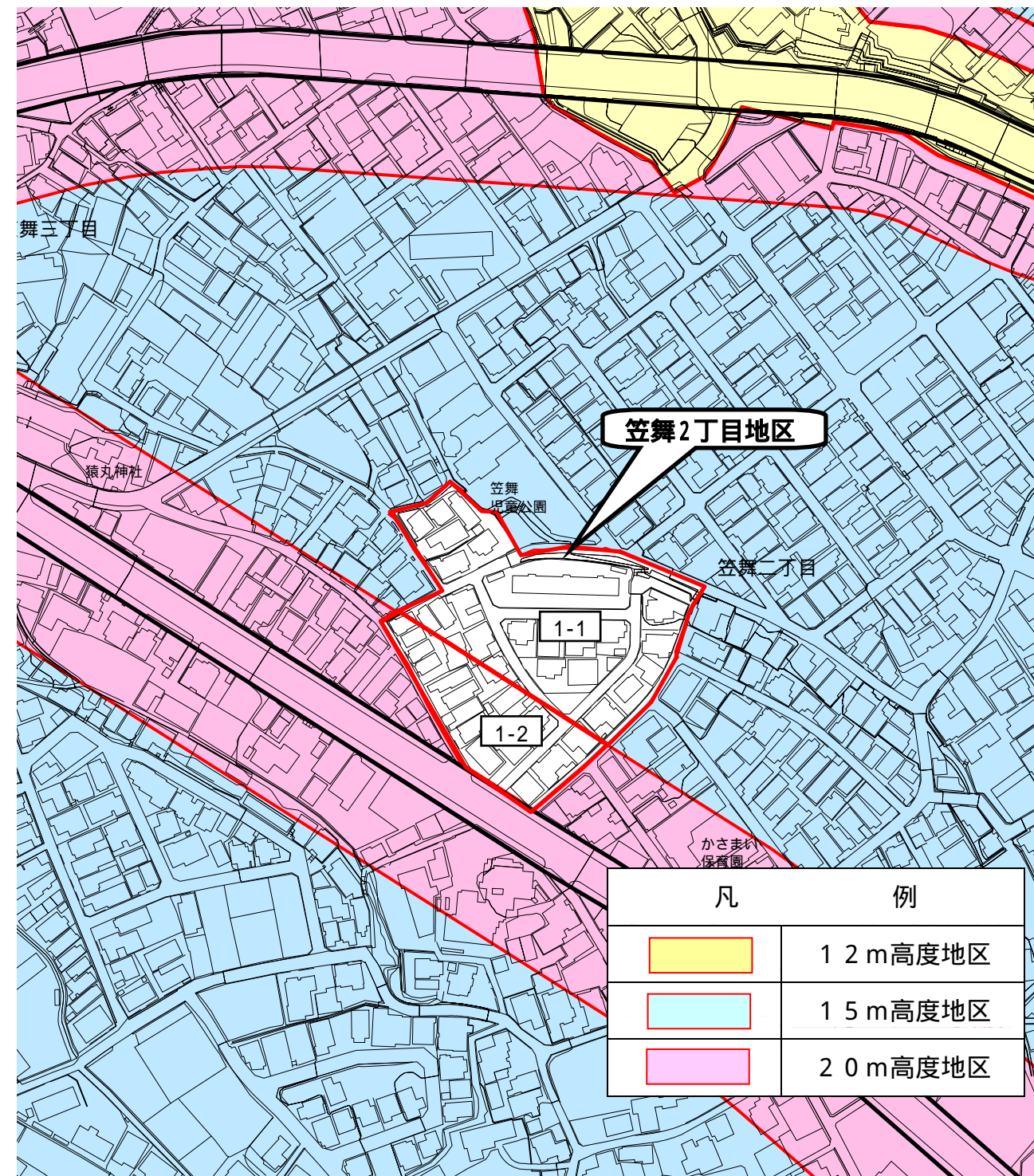
笠舞2丁目の一部の区域において、笠舞2丁目地区地区計画の地区整備計画により、建築物等の高さの最高限度が12 m及び20 mと決定されるため、当該地区の15 m高度地区及び20 m高度地区を解除するものである。



**高度地区変更(案)**

地区名	笠舞2丁目地区
面積	1.1ha

整理番号	面積 (ha)	現計画	変更案
1-1	0.8	15m高度地区	-
1-2	0.3	20m高度地区	-
合計	1.1		



凡	例
	12m高度地区
	15m高度地区
	20m高度地区